福祉用具が必要となる主な事例内容(概略)

	事例類型	必要となる福祉用具	事例内容(概略)
Ι	状態の変化	•特殊寝台	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症
		・床ずれ防止用具・体	状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・O
		位変換器	FF現象)が頻繁に起き、日によって、告示で
		•移動リフト	定める福祉用具が必要な状態となる。
		•特殊寝台	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝
		・床ずれ防止用具・体	方に強くなり、時間帯によって、告示で定め
		位変換器	る福祉用具が必要な状態となる。
		•移動リフト	
П	急性増悪	•特殊寝台	末期がんで認定調査時は何とか自立してい
		・床ずれ防止用具・体	ても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で
		位変換器	定める福祉用具が必要な状態となる。
		・移動リフト	
Ш	医師禁忌	•特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、
			一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全
			の危険性を回避する必要がある。特殊寝台
			の必要性を医師からも指示されている。
		•特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急
			激な動きをとらないようにし、心不全発作の
			危険性を回避する必要がある。特殊寝台の
			必要性を医師からも指示されている。
		- 特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝
			台の利用により、一定の角度に上体を起こす
			ことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必
			要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指
			示されている。
		・床ずれ防止用具・体	育髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生 リストルディー ドルドナー 円見 のが用いたり
		位変換器 	リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、
			床ずれの危険性を回避する必要がある。床
			ずれ防止用具の必要性を医師からも指示さ
		(投動) [つ]	れている。
		・移動リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、
			立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必
			要がある。移動用リフトの必要性を医師から
			も 指示されている。

^{*}平成19年3月14日厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」より